

平成 27 年度第 4 回三重県環境影響評価委員会
－（仮称）都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価方法書－
調査審議概要

平成28年1月22日（金）午前10時30分～
JA 三重健保会館 3 階 大研修室

委員：大気質からは特にごさいません。指摘事項に対する見解に書かれているように、準備書段階できちんと、どの位の交通量になって近傍の大気質の負荷がどのくらいになるか、その定量的なものを出して欲しいと思います。もう一つ、新しい道路が通ることによって、従来の土地に対しての、渋滞等が緩和されることによるプラス効果がありますので、本来ならばそのあたりまで含めて、優良性・有効性を評価すればいいと思います。それは配慮願います。とにかく、準備書以降、正確な負荷量に基づく将来予想の結果を待っていますので、よろしく願います。

委員：住民のかたからの意見の概要の 3. で、「インターチェンジを何処に設置されるのが一番の関心ごと」と言っておられるのですが、インターチェンジができると、かなり付近のかたの環境に影響が出ると思うので、それについて調査をしっかりと行っていただければと思います。

委員：騒音や振動の予測については、道路の構造はだいたい決定しているのですか。構造によった評価がなされると考えてよろしいでしょうか。

都市計画決定権者：道路の構造というのは、盛土区間、橋梁（高架構造等）、いろいろあります。その構造によって、それぞれ騒音や振動の評価を実施することになると思います。

委員：評価の項目で低周波音が（参考項目ではない「自動車の走行」の区分で）新たに加わっているかと思いますが、もし可能でしたら、建設機械の稼働の時にも低周波音、特に住宅に近いような所では評価していただけると良いということと、この道路についての騒音の予測の時の自動車の速度は、標準的なものでどれ位を想定しますか。

都市計画決定権者：建設機械の低周波音については、低周波音自体が非常に難しい項目でして、一般的に予測されていない項目です。低周波音については、研究等も進んでいますので、今後、そういった知見を収集して、必要があれば検討していくことを考えています。また、自動車走行の速度については、設計速度を 80km/h としていますので、80km/h で想定して予測評価をすることになります。

委員：比較的走りやすい道路かと思いますが、制限速度を守って走る車がどれだけいるかということが気になります。ちょっと高めのところでは評価していただけると安心かと思しますので、よろしく願います。

委員：水質の件で、都市計画決定権者の見解の P2 の 4 番の問いに対して、見解がきちんと答えられていないと思います。例えば、見解のところで「詳細なルートや構造が決定し、

…影響が想定される際には」とあるのですが、想定するには、現状の把握が間違いなく必要だと思います。私は、現状の把握がなければ、(影響の) 想定はできないのですけれども、そのあたりでこの見解は 4 番の問いに対してしっかり答えられていません。現状把握はどのように考えていらっしゃいますか。

都市計画決定権者：水位や水質の動態を確認しておく必要があると御指摘をいただきありがとうございました。今後詳細なルートや構造を検討していくと、道路構造が現在はしっかりと示されていませんが、盛土であったり、切土であったり、平坦な道路というのが決まってくるので、特に切土等がないような所であれば、影響が少ないと想定されますので、詳細なルートや構造が決定して地下水や取水井への影響が想定される場合には、調査を含めた対策を検討していきます、という意図で記載しております。

委員：そこがよく分からないのですが、このルートでこういった構造物でというのを考えた時に、予めそこにどういう流れが存在してというのが分からなかったら、その検討はできないのではないかなと思うのですけれども、順番が逆ではないでしょうか。

委員：端的に言うと、ボーリング調査をきちんとするということですね。

委員：ボーリング調査をして、きちんと地下水がどこからどこに流れているのかを面的に把握しないと、どこにどういうルートでどういう構造物を入れられるかという議論できないのではないのでしょうか。順番が逆だと思います。

都市計画決定権者：私の経験での話になりますが、一般的には工事の段階で、例えば高盛土の区間であれば、試験施工をして、周辺の水環境に何か異変が出てきたかどうか把握します。試験施工した段階で悪い影響が確認されれば、ボーリング調査等を行うような対応をこれまでしています。環境影響評価の段階では、最初からボーリング調査をするというようなことは今まで全国的にもされていないと聞いています。

委員：ボーリング調査もしていただければいいのですが、この地域の民家の井戸とかありますので、水位を測って、どちらからどちらに水が流れているのかとか、その流量がどうなのか、把握するだけでも全然違うと思います。それ無くして何故試験施工をして面ではなく点で把握した気になって、そういう対策を立てるのか分からないのですが、予め現状が分かっていたら、ここはこういう流れなので、こういうことはできないということが簡単に予測つくと思うのです。それは無駄に試験施工にお金をかけていると私は思うのです。

都市計画決定権者：先ほどの説明に補足して説明します。現地の状況を把握しておくというのを、平面的にも深さ方向的にも網羅的に把握しておくのが理想ですけれども、現段階は 1km 幅の事業実施区域しか決まっていない段階であり、その中でコントロールポイントを予め設定したうえで、大まかな想定されるルートの線分が決まりましたら、ある程度縮小された限られた範囲内で道路計画を立案することができます。また、縦断方向的にも、今は高さが決まっていないのですが、交差条件、道路等の交差物件等によって道路の高さも決まってくると、そこの路面の高さも決まってくると、そこで初めて盛土にするのか高架にするのかという議論になってきますし、路面よりも低い状態になりますと掘削構造にしようかという議論になってきますので、その段階で、今はルート及び構造が決定した段階でという回答にはなっていますが、実務上は範囲を絞りこんでいく作業と、高さも絞りこんでいく中で、構造検討する際に、必要に応じて調査や文献収集等を行いな

がら、同時並行で計画を進めていくということがございます。そのあたりを配慮しながら道路の計画を進めていくこととなります。井戸に関しては、大規模事業においては、工事の影響が懸念される場合には、工事の実施直前段階で、影響範囲を 800m なり 1km というところで、これも影響の程度を予測したうえで選定し、その周辺の井戸を調査し、井戸枯れや水位の低下等がある場合は補償で対応することが通例となっています。そういった工事の実施直前段階での対応で考えていくこともあるかと思えます。ボーリングに関しては、深さ方向でどの位掘ればいいのかまだ決まっていませんので、橋梁区間で軟弱地盤がありますと杭がかなり長くなりますが、その杭長が 10m なのか 30m なのか、それが分かりませんとボーリングの適切な深さが分かりませんし、平面的なもの、深さ方向のものも今現段階ではボーリングを正確に面的に把握する熟度がないということで御了解いただきたいと思えます。

委員：かなり専門的な話でしたが、気になるのは、(配慮書に対する) 知事意見も市長意見も地下水の話や水の話はたくさん書かれていて懸念されています。それが水質のところでは水の濁りしか入っていない訳です。中には、先程の見解のところでは、生物や生態のところ、必要があれば水質も検討しますとなっているのですが、これだけ知事意見等でも水質のところ書かれていながら、水の濁りだけしかされないというのは、私は物足りないと思えますし、それをしっかりするために、現状の調査をある程度考えた方が私はいいと思えます。それを考えた時に、よく騒音では、こちらから風が卓越して吹いているからこの範囲でこの位の騒音が考えられるという示し方をされていますよね。同じような示し方を水質についてもやって欲しいのです。こういう流れがあるから、ここに構造物があるとその下流側にどの位の水位の低下が見られるのか、水質の変化が発生する可能性がある、といった説明をしていただきたいです。準備書ではそのような説明の仕方を是非していただきたいと思えます。それをするには現状把握がないとできないと思えますので、今いろいろ説明していただいたのですが、納得できない部分が私にはありますので、そういった説明をしていただきたいということだけ申し上げます。

委員：景観ですが、「必要に応じて」ということですがけれども、全体でずいぶん景観上問題になる箇所がある感じがするのですが、人がいないところでも自然や遺跡があるところは、どのように景観を検討されるのでしょうか。

都市計画決定権者：方法書の最後に手法を記載しておりますが、地元の景観資源、眺望点の位置、道路の位置を踏まえて、調査地点の選定をしていきます。また、今回の見解でも示した通り、歴史的文化的な遺産のところについても景観がひとつの要素との重要な指摘がありましたので、評価をする際には景観面も含めて検討していきたいと考えています。

委員：(ルートについて、) 歴史的な街並みからは邪魔になるから外すとか、そういう訳ではないのでしょうか。そこはどうしても通らなければいけない時には通ることもあるかもしれないのでしょうか。

委員：迂回するのでしょうか。

都市計画決定権者：ルートについては歴史的な街並みの資源を残したいというような御要望やさまざまな住民意見が、都市計画決定路線ですので、そういった合意形成の部分も環

境もそうですし景観もそうですし、住民との合意形成という部分が今後都市計画決定と環境影響評価の住民の手続きが一体的に行われている中で、そういった意見も当然出てくると思います。そうした中で、景観への配慮というところで、例えば歴史的な街並みを保存して欲しいというような意見等を総合的に判断して、検討してお示ししていくと考えています。その中で限界がありますので、経済的、社会的な面、いろいろな面を総合的に判断しないといけないので、そこは皆さんとの意見交換の中で、合意形成の中で、示していきます。高さはどうかとか、その場合の見え方とか、遠くからみた位置とか、街並みの貴重な景観の地点から見た風景がどうか等は、フォトモンタージュ等を適切にお示ししながら議論して決めていきたいと考えています。

委員：景観について、歴史的な旧東海道は、跨ぐか消すのか知りませんが、慎重にやってもらいたいということと、高速道路の盛土も高架橋も、人工形態が自然形態の中にすごく面的な物が入る訳ですから、こういうことを含めて、ルート上に盛土や高架橋を造れば、例えば騒音、振動、風道も違う、すべてにいろいろな影響を与えたいと思います。そういうものを含めた景観、人間にはすごく経済的にも有効ですが、自然の形態には迷惑がるか分かりませんし、住んでいる人間がいろいろな振動とか、例えば風道が変わればいろいろな影響があると思います、医学的にも。そういうものも総合的に考えた景観として欲しいです。私は旧東海道の庄野宿、これはどうしても跨ぐんでしょうね、非常に歴史的に重要なものを守っていただきたい。それから、この前現地視察をしましたが、盛土と高架の比率は、10kmの中でどのくらいの割合ですか。大体でも計算できないですか。

都市計画決定権者：検討中です。

委員：高架のところは掘るので、伏流水は住民の方にすごく大きな問題ではないかと心配します。濁ってきたり、流れが変わるとか。委員も言いましたが、住民にとっては命に係わるような伏流水の、各市長の心配もありますけれども、ちょっと取り上げ方が少ないなと感じます。

委員：動物は植物があって、植物に関していちばん大事なのは、今の場合ですと、委員が言われたように、地下水のところだと私は思います。大規模なものであれ小規模なものであれ、そこに道路を通したら、地下水の上流側は湿って、下流側は乾燥して、その植物相、動物相が激変するということはよくあることです。生物の方から見ても地下水の流れはもう少し検討していただきたいと思っています。先程から、話の中でもよくあったのですが、「まだ決まっていないからわからない」というのは、どうなんだろうと皆さん感じていると思います。私も数年アセスの委員をしていますけれども、方法書の調査の手法とか予測の手法とか、ここまで簡単なのは見たことがないです。例えば動物のところP194ですが、現地調査の調査方法で、例えば「動物相の状況」だと「調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。」と。それはそうだとは思いますが、普通のアセスメントだったら地図を出して、ここここ定点調査をしますとか、線を引いてラインセンサスをしますとか、それは書く訳です。先程から伺っていたら、幅があってまだ決まっていないから具体的には出せないです、ということだと思うし、今頃聞いて

もいかがかと思えますけれども、それだったらアセスメントが2回か3回位要るだろうなと。大まかなアセスメントをもう1回位して、それでルートを細かく決めてからもう1回アセスメントをしないといけないものだろうなと皆さん感じておられると思います。そういうふうなことはどうなんですか。こんな事でも大丈夫なのでしょうか。抽象的なことですが答えてください。

都市計画決定権者：今の段階ではあくまでも方法書ということで、こういったやり方で、こういった予測をして、こういった評価を行うということで、具体の調査の結果を準備書の段階でお示しさせてもらうことになっています。その中で、もし予測が甘かったり、評価が不十分であるような御指摘を、準備書の中で御指摘いただければ、対応できる範囲で、追加調査等の対応で、少し準備書での議論の時間が長くなるかなと考えています。

委員：例えば、動物相を確認しやすい場所に調査地点を設定するということですが、現段階ではここまでしか言えないことなのでしょうか。

都市計画決定権者：現在のルート帯を参考に、このような方針でやるということを示しています。

委員：この後どういうふうにして決まっていくのでしょうか、動物の調査地点が。

都市計画決定権者：ルートが具体的になり、一般に公表されている地形図、植生図、現地の河川がどこにあるとか池がどこにあるとかを踏まえて、調査地点を決定して、可能な限りいろいろな動物が確認できるように調査を進めていくような流れになります。

委員：そのルートを決めるのはどういうふうにして決まるのですか。ルートが具体的に決まってから調査地点を決めるのでしょうか。

都市計画決定権者：道路のルートという面もありますけれども、現地の植生図や現地の状況を踏まえて、決定していきます。

委員：植生はある程度今でも大まかには分かると思うのですが、これからどういうふうにしてルートが決まっていくのか、ルートが決まってから調査をされると聞こえたのですが、そうではないのですか。もう少し詳しく教えてください。普通、この段階では調査地点はもうそれなりに具体的に地図上に出ていてもいいと思います。だけど今コメントのしようもない訳です。どういうふうにして決まっていくのかと思ひまして。植生自体は地図を見たらある程度分かりますよね。それだったら、今、具体的に動物の調査場所が出ると思うのですが、そうではないというのがよく分らないです。

委員：行政的にも住民的にも、ルートを確認するのはものすごく難しいと思います。現地に強行に反対する人がいることも考えられます。対人ですので、確定するのは今の段階で非常に難しいと私は認識していますが、違いますか。買収が絡んできますし。

都市計画決定権者：もちろんそうです。ルートについては、いろいろな複数のルートを検討して示しながら、合意形成を図っていく形になると思います。その中で、動物の保護の視点等も考えながら、並行的に動物の調査をしながらやっていくことになると思います。

委員：買収をしながら、調査もしていくということですか。

都市計画決定権者：買収ではなく、いろいろなルートを地元のかたに示しながら合意形成

を図っていく形になると思います。

委員：それと、この環境の調査というのは、時間的には並行しているのですか。

都市計画決定権者：合わせてやります。

委員：合わせてやるのなら、今でももう少し具体的に出てもいいような気がするのですが、そういうものではないのですか。

都市計画決定権者：調査をどの時点でするのかという質問に対しては、一般的には技術手法に基づき、植生や現地環境を見て調査地点を選定していくということになります。例えば、トンネルの区間のいちばん深いところの上については、一般的には植物の調査もしませんので、多少ルート等も踏まえて決定するという面もあります。

委員：正直よく分からないのですけれども、今後に備えて何か少しでも詳しい場所、手法を記していただけるとありがたいなと思います。

委員：湧水の分布調査をされると見解に書いてありますけれども、湧水のポイントだけでなく、湿地化した土地も調べると、重要な種等があるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

都市計画決定権者：湿地化した土地の存在の把握について、できるだけそのような形で努めていきたいと思います。

委員：動物について詳細に調査するという話ですが、これからの流れは、先程委員が言われたように、ここでどの位の調査地点を設けて年間どの位調査するのかということが、こちらが把握できないものですから、コメントのしようがないのですけれども、今後準備書でそういうことを詳しく示されて、それから調査が入ると理解してよろしいですか。

都市計画決定権者：調査した結果を準備書で示すということになります。

委員：ですよね。そうするとこの時点である程度の調査地点とかどの位調査するのかということを、これでいいですよということを我々がコメントしない限りは、それを調査した後の結果を我々が見て、もうちょっと調査しろとか何か言えればいいのですが、そうでなければ…（何も言えないことになってしまいます）。

都市計画決定権者：こちらの提示させてもらった準備書で、合理的な調査地点や評価になっていないのであれば、御指摘いただいて、追加調査になると思います。

委員：かなり大々的にやり直しをした方がいいのではないかという話が出るかもしれないですが、それも対応していただけるのですか。

都市計画決定権者：できる限りの範囲で対応はしていかないといけないと感じています。

委員：先ほどの説明で気になったのが、道路の構造を今決めているという話で、地理的にここはトンネルで、ここは盛土をして、ここは橋梁というのはだいたい決まると思うのですが、当然ながら貴重な動植物がたくさんありますので、道路の構造によって影響を受けるということも当然考えられますので、そのあたりは調査結果によって、その構造を変化させるということも当然あるのでしょうか。

都市計画決定権者：どういった動物種に対して、道路の構造で対応できるような、こちらが考えているような配慮で対応できるような変更であれば当然対応できると思うのですが、

どうしようもない場合は、その動物に対してはよくない対応になることももしかしたらあるかもしれませんが、できる限りの範囲で、そういった対応はしていくことは検討するように考えています。

委員：例えば亀山ジャンクションから引っ張ってくる訳ですので、そのあたりはとても高い所になるので、例えば猛禽類等の採餌場の邪魔になるということが考えられます。その猛禽類がものすごく希少種であるならば、構造を変えないといけないという話になるかと思うのです。

都市計画決定権者：それは調査したうえで、できる限りの対応をとることを検討することになると思います。

委員：よろしくをお願いします。

委員：前回この（現地調査会の指摘事項の）10番のところで出したように、植物の生育状況や、希少種の影響、盛土や高架等の道路構造で大きく異なると聞かせてもらったのですが、それで準備書段階で盛土や高架等の道路構造が概ね決定することなのですか。ここまでの他の委員も言われた視点と同じで、植物の現状の調査をしてから道路構造が決まるという訳ではないという理解でいいでしょうか。準備書段階で盛土や高架等の道路構造が決定するというのは、方法書には年3回植物を調査をするという事しか書かれてないのですが、それは盛土や高架等を決めた後の話になるのですか。

都市計画決定権者：道路の都市計画の案は、1/2,500の図面にルートや構造をお示しすると同時に準備書を公告・縦覧することになると思います。その1/2,500のルートや構造、民家住居の位置もそうなのですが、これまで配慮書や構想段階のPIもそうなのですが、社会面、経済面、環境面の3つを大きく総合的に勘案して決めます。ですので、都市計画の1/2,500の案をお示しする時には、並行して準備書を作るための現地調査を踏まえた予測評価とセットで公告・縦覧となりますので、ルート・構造を決める段階で、環境の現地調査を踏まえて、環境だけでなく社会面、経済面も総合的に踏まえて、環境にも配慮しながらルート・構造を検討していきますので、ルート・構造を決める段階では、当然、調査や予測評価を踏まえたうえで決定していくことになります。

委員：ではどの区間が盛土で、どの区間が高架かというのは、方法書に書かれている植物相を全部明らかにしたうえで、例えばこの区間は盛土にしようというのが決まっていくのですか。さっきからのお話ではそうではないような。

都市計画決定権者：さっきの説明が不十分だったと思うのですが、環境面の現地調査を踏まえて、それだけでは決まらず、社会面や経済面も含めて、環境面の現地調査をそういった影響もそれ以外も要素の1つとして総合的に勘案しながら、ルート・構造を決めて、それに対する与える影響を予測評価して、環境保全対策を検討していきます。

委員：総合的な、はいいのですが、どの区間を盛土にして高架にしてというところ、先程の委員のお話もそうだったのですが、それをやってから、決めてから詳細な調査はそれからなのか、同時に行われるのか。今現在、どこにどんな植物がいるかということすべて調査したうえで、その下で盛土区間、高架等区間が決まってくるのですか。

都市計画決定権者：そういった意味では、調査をしてから決めます。

委員：では、調査をどこでやるかは書けるのではないですか。どの区間がどうか、まだ決まっていないからというお話もありましたけれども、現地調査をすべてしてから区間を決めるということなのであれば。

都市計画決定権者：調査区間をお示しさせていただきます。

委員：準備書段階で盛土や高架等の道路構造が決定する、それに関しては現地調査も踏まえているというお話だということは、準備書を作る前に現地調査されるという理解でいいですか、ということです。

都市計画決定権者：準備書を作る前に現地調査をします。

委員：それによって、きちんとどこを盛土にするか、高架にするかということに反映されるということですか。

都市計画決定権者：反映という意味では反映します。

委員：先程、委員が動物の分布によっては、例えば盛土ではなく高架、あるいは逆もありえるのではという質問があったと思いますが、植物においてもそれは十分ありえるという理解でよろしいですか。

都市計画決定権者：構造は環境配慮だけでは決められないので、環境面を重視して変える可能性はあります。

委員：分かりました。

委員：環境影響評価委員会の委員の先生は、環境を調べて、こういう環境だったからこのルートにしましたということが出れば誰も文句は言わないです。なので、環境がどうなっているか、こういうふうな感じだからこうしましたという根拠のようなものが欲しいです。水質では、水脈だけが考えられていない訳です。例えば、動物、植物、景観、空気等と言っていますけど、水だけどうして考えないのですかということです。とりあえずボーリング調査をしてくれということです。ボーリング調査はお金がかかるから、井戸はここここを調べましょう、この井戸はこうなっているからここは通しません、どうしてもここは経済上の問題があるのでこちら側にしましたとか、そういうのを言って欲しいのです。水は植物も動物も凄く関係するから、そこをやりますと言ってくれると、じゃあ了解しましたと言います。ボーリング調査までしろとか、お金のかかることまでは言わないですけれども、せめて井戸だけでもやりますと言ってもらいたいです。そこが何とかならないですか。

都市計画決定権者：環境影響評価の項目は、国総研（国土技術政策総合研究所）というところが作った技術手法というものがございまして、一般的な技術手法なので、水脈の現地調査について、検討させていただいて、御回答させていただきます。

委員：水生生物の調査地点はまだ決まっていないということで、別の意見として、私は内水面漁場管理委員会の委員もさせてもらっていますけれども、県は縦割りなものですから、せっかく予算をかけて、例えば鈴鹿川と安楽川にかかった工事域なのですけれども、環境を改変すると生物に影響するのではないかとということもここでアセスしていくのですけれども、工事を一緒にする時に環境を取り戻してやろうというアセスの仕方もあると思いま

す。例えば川に重機が入る時に、ここを掘ってくればいいのに、という、鈴鹿川は割と氾濫を起こしていて、中洲に土が積もって陸地化して瀬切れしてしまい、川としての機能を果たしていない所も見受けられます。そういった所に工事に入る時に、ただ単に改変するのではなく、そこに重機を入れて川の流れを取り戻してあげようとか、そういったプラス思考のアセスも、私は考えて欲しいなと考えています。つまり、生物の調査をするだけでなく、道路工事によってかかってくる河川の河川状況の調査を、こちらの部署と県庁内の他の部署と横つながりを持っていただいて、よりよい環境を取り戻していただくような方向の工事をやっていただきたいと思いました。その勉強したのが9枚の綴り（「鈴鹿川水系の特徴と課題」）なのですが、国土交通省がPDFで出しているのですけれども、すごく分かりやすい資料です。鈴鹿川水系の地質や氾濫状況、瀬切れの場所、どんな生物が上流中流下流にすんでいるか、植物相のことも書いているし、河川における深さでどういう地質の差があるか、これの方が分かりやすく書いてありますので、こういった資料は横つながりを持っていないと把握できないと思います。せっかく県がやる仕事で、私は三重県をもっと良くしたいと思っているので、改変して悪くする懸念だけでなく、良くしてやるんだということもアセスで考えていただきたいです。

あと、河川緑地帯のところではバルーンフェスティバルをずっとやっていて、そこに毎年7万人位のお客さんが来る、そういった観光地としての収入が道路を造ると無くなってしまふのを懸念します。景観や自然のアセスではないですが考えました。

都市計画決定権者：この環境影響評価の方法書の中では、人と自然との触れ合いの活動の場ということで、鈴鹿川河川緑地が位置づけられていますので、当然そういったイベントには配慮することになります。鈴鹿川の水辺の調査は、県土整備部の河川課とも横の連携を取っていますので、現場に入りますと、河川のことも考えて、元の状態に復元するようなやり方でやっていますので、道路事業に起因するような河川配慮の部分については、今回の見解書で書かせてもらいました通り、鈴鹿川に対する河川への影響は当然配慮すべきものであると考えています。

委員：断面図は準備書の段階で付けてもらえますよね。現在はこの位の山があって谷があって、特に山林部ですけれども、平野部の住宅地ではなくて、この位削るだとか、橋梁はこの位の高さでとか。断面図は当然付けますよね。

都市計画決定権者：アセス委員会に参考資料として断面図を提出することは可能です。

事務局：本日欠席の委員から意見を預かっていますので、読み上げます。4点ございます。1点目は「P73の動物分布図に記載されている種が少ないが、他の動物についての情報は無いのか？」です。

2点目は「当該地域での基礎的な分布調査などはあまり行われていないと思われるため、特にネコギギに関しては十分な調査を事前に行う必要がある。」です。

3点目は「コアジサシは環境変化の影響を受けやすい鳥だが、特に春夏の繁殖期に工事の影響を受ける可能性が高い。工事計画の際に考慮を。」です。

4点目は「事後評価をどのように行うのか、詳細に検討を。」です。

都市計画決定権者：1点目については、方法書は入手できる一般的に公表されている文献をもとに図面を作成していますので、方法書に記載された文献をもとに、この位置でこの動物が確認されたとはっきり分かるものをもとに作成しています。なので、現地で実際に調査されているかたよりはイメージ的には少ないという印象を持たれるのではないかと思います。基本的な文献から調査しています。

2点目の基礎的な動物調査の点については、哺乳類、鳥類、植物に至る調査をして、その結果を公表しますので、それが地元の動植物の分布の基礎的な調査になりますし、公表もされますので、他でも引用がされるのではないかと思います。

3点目のコアジサシへの配慮については、現地調査の結果を踏まえて保全措置を行う対象種を絞っていくこととなりますので、参考にさせていただきたいと思います。

4点目の事後調査につきましても、現在、環境影響評価法で事後調査をすることが決まっていますので、準備書に事後調査の方針を示すこととなります。